

日田地方のキリシタンについて

高倉芳男

はしき

戦国時代から明治初期にかけて、日田郡にもキリシタンがいたのか、またこれに対してどんな迫害が加えられたか。これは単に日田の歴史のみでなく、大分県の郷土史からみても興味ある問題として関心をもって来たので、今その史料を列挙して卑見を述べ且つ研究家の御示教を請うためにこの小文を草すことにした。

(一) 文書とキリシタン

1 日田の記録

日田の歴史を記したものとしては豊西記^①があるが、わづかに島原の乱に兩守代が参加した事と、寛文六年に「絵踏」^③がはじまったことがあげられているだけである。

2 禁令

天正十五年（一五八七）の秀吉による禁庄、慶長十七・八年（一六二一・三）の徳川氏の禁教令以来の弾圧は日田も例外ではなく、殊に殆んど天領で終始した日田は取締りも厳しかったと思うが、五人組帳^④、高札、踏絵、御触書等にその跡を残している。五人組帳は、寛延三年（一七五二）によれば

一切支丹宗門之儀累年御制禁之通堅相守五人組限常々心を付不審成者有之者早速可注進之若隱置他所より於頭庄屋五人組者

不及申一類共に急度曲事可申付候勿論此跡々毎年寺人別ニ宗門相改正月中帳面仕立差出人別ニ絵踏可仕候且又寺者一寺住僧並隠居に可成惣領共山伏者官位仕候者計除之其外弟子召仕等者百姓同前に絵踏可申付事

附寺院之儀者其本寺ヨリ末寺ニ紛無之段証文取之差出并寺社雜目之節者可申出事

一右切支丹類族死亡出生縁組離別養子住所替仕候者可注進候尤違変無之候者其段二季に届書可差出事

一五人組之儀……

附五人組宗門帳惣而公用ニ押候印判之外用申間敷候若落し候か又者子細有之印判替候ハ、：

一他所より引越永く住居仕度旨申者有之歟又者当分住居致度由申者有之者侍浪人ニおいてハ住居之儀主人より構無之旨証文并宗門寺請請又取之書付相添差出之百姓町人者居来候処之庄屋五人組より構無之旨之書付并寺請証文取之是又可申出且又他所江引越候者有之者此方人別相除候段先々江申届……

次に踏絵は、長崎奉行より貸渡して安政六年（一八五九）まで実施したのであるが、天保八年の高瀬筋には次の御触書が出ている。

当西宗門御改之義当月十九日より羽島様御出役ニ而城内筋陣屋廻始夫より^⑦

覚

一人足 四人

内式人 絵板持

式人 駕籠曳挺

一 軽尻馬 曳匹

右者当西宗門踏絵改就御用材等儀明後廿日明六ツ時日田陣屋出立村々相廻り候条諸事例年之通相心得尤病人之分は別段其帳差出可相改候間得其意病人帳差出他出之ものは成丈呼戻し無廻分は寺人別取調他出帳三役人併五人組印形ヲ以可差出候

勿論年々引続他出等之分当春廻状之通断難相立候間急度呼戻可申候且人足繼并渡船川越止宿等無差支様可被取計候此先触
早々繼送留村6日田御役所江可被相返候

以上

酉三月十四日 高木作右エ門手代

羽島寿平

日田郡村々

庄屋

与頭 中

百姓代

三月廿五月初

川下 北内河野 (昼)石井 寺内 南内河野 佐古

上野 (泊)北高瀬

廿六日

南高瀬 (昼)小畑 (以下省略)

追而病人名前帳昼前之分者前日泊り江差出昼後之分は同日昼休所へ差出へきもの也

註

①天和三年に一応完成したらしいが、異本が多い。本文では大蔵和市氏の対校豊西記によった。

②当時は小笠原信濃守(中津)、小笠原重岐守(木付)の両藩で分割支配していた。

③当時の守代は熊本藩主の細川綱利。

④ 寛政十一年（郡代羽倉権九郎）のものによる。

⑤ 辰申送書、八二頁

⑥ 御回状留（日田郷土史料十一）三二頁

⑦ 城内筋の陣屋廻村からはじめて、廿五日から高瀬筋の村々に入っている。

3 イエズス会通信と日田

大分県史料（二四）（二五）の中から日田に関係のあるものを摘出する。尚ほ参考として隣接する（然も日田より府内への途上にあたる）玖珠・由布の史料も抽出することにした。日田では

……イオテはバードレ・ウイジタートレがなかなかやってこないのを見ると、敵であることを自ら宣言し、三千の兵をひきつれ、手当り次第に皆殺しにしました。……イオテは非常に堅固な地点に退却して、すつから恐れおののき、臆病になつてしまいました。今は彼を守るものは僅かに八十人の兵とヒタ（FITA）の市民にすぎず、彼の家来は皆殺しにあつたり、あるいは彼を見棄ててしまったのです。（巻14、八五頁）

……何故ならイオテ（田北紹鉄）（Ioter）と呼ばれた一人の領主は、王と平和を保ち、十分に親交を結んでいるかの如くであつたが、実は彼の敵であり……。イオテは非常に堅固な場所に陣を張りましたが、恐怖と憶病の氣分に襲われて自らの陣營を捨て、只八十人の兵卒をつれて逃亡しました。ヒタ市（日田）の市民がこの事を知つて彼を急迫し、その全隨者共々殺害したのです。（巻14、一〇三、四頁）

次に卷一五の二二、三頁に

第二のレジデンシャは由布に在る……此の溪谷に約八千の人口があり、四人の首領に支配されている。其の中一人は昨年部下二千人と共にキリスト教徒となった。此の地は堅固にして玖珠及び日田の門戸であり、兩地に三、四万の人口があるので、王は同所にバードレ一人と日本人イルマン一人を置いて説教をさせ、徐々に他の首領を帰依させ、次いで彼等を庇護して以

珠、日田に入らしめんと欲する旨を述べた……

日田の地名の出るのは、前述の三ヶ所しかないようである。然も第一と第二は、前者は一五八四（天正十二年）の日本年報、後者は一五八〇（天正八年）の日本年報で、若干の撞著もあるが、恐らく田北紹鉄の版を指しているのであろう。殊に本稿で注意すべきは、日田の土地は知られておるが、キリスト教の信者には言及していない点からみて、布教が及んでいなかったと考えるべきである。第三の引用文は、由布から、玖珠日田に布教しようと述べている。これらの点からみても、まだ布教活動はなされていなかったとしか考えられない。

玖珠と由布の布教の状況であるが、次のように活発であつたように思へる。要点を列挙すると、巻一四では

今一つの布教区は上述の領主ノリンドの領地ユリスタン（由布院か）に設けられるはずで……又隣接地区で大きな成果が……（一一一頁）

さらにまたユウ（由布）の伝導所については、ここには一人のバードレと一人のイルマンがおり、……やはり自からの費用によつてクス（玖珠）の土地の地帯を確保しているのです。（一三四頁）

本年はユウ（由布）の伝導所においても少なからぬ成果がありました……大きな土地があつて四人のトノ（殿）が分割しています。……この四人のトノはすでに述べたように、その他の千人の者と共に昨年改宗されたのです。（一四〇―一頁）

府内から八レグワ乃至九レグワ離れた由布という所には千五百人、又そこから七レグワ離れたクス（玖珠）という所には、千人以上のクリスチャンが居るようです。……あらゆる点で思まれない所で……それでも今年は三百人以上の人が洗礼をうけました。又注目すべき事柄もいくつか生じて居ります。……十二及至十三才の異教徒の男子が……突き落とされるような事がありました。……聖遺物匣を置いた所……目を開いて話し……これに感動して土地の人達二十四人が、手をさしのべて洗礼を授けて呉れるよう……。……僅か三才になる男の子……死ぬばかりになりますと……この子はクスで一番最初の信者で清い魂をもつた……（一五九―一六〇頁）

又イウ（由布）の地に名実共に恥づることのない信者の女が……（二六一頁）

由布院地方には……ある信者がいました……。 （一六九頁）

貴下がゴンサルオ・レベルロ神父を残したユ（由布）ではキリスト教徒が増加しています。最近臼杵にあるような教会が建てられ、神父の手紙によると材木は全部キリスト教徒の施捨によったのであります。（一七七頁）

イウノイン（由布院）と呼ぶ地には……村が一つあり、魂の浄化に冷淡になっていた幾人かのキリスト教徒がいました。……いまこんな恐ろしい地震のため、その地にある山の一部が崩れ落ちて、……数名しか助かりませんでした。（二四七頁）
また巻一五でも、

由布のレジデンシャには……残っていた三人の殿が千人以上の人と共に洗礼を受けた。……尚ほ残っている五六千人は甚だ速に洗礼を受けるであろう。（二〇三頁）

第二のレジデンシャは由布にある。……此の溪谷に……（二二二、二三頁）^①

……玖珠という所にロレンソという貴族のキリスト教徒が住んでいる。彼は遠方まで行くことのできない教徒たちを慰め、又同地方の異教徒の心を動かすため、復活祭の八日目の日に同地で祭をすることをバードレに請うた。バードレ・ペトロ・ゴメスは他のバードレら及び教人のイルマンらと共に同地に赴き、ロレンソから大きな愛を以て歓迎された。……復活祭の次の日曜日、早朝の行列は少なくない喜びを以て行われ、花火があげられた。教徒たちは……（二五一頁）

バードレはイルマンらと共に玖珠に行く前、同地方の重立った殿達に送る国王の書翰を携える……（二五五頁）

フランシスコ王が玖珠の殿達にデウスの教を聞くことを勧める書翰をバードレに与えた時、……二つの簡条書を与えた……

（二六二―三頁）

豊後の重要な地クフ（玖珠カ）で、九人のキシタンが、手足を縛られ俵につめられて、寂しい場所に曝され、野獣の餌食に供せられた。彼等は、全く飲食せず其処におること四日五晩、……領主は彼等の勇気を感じ、之を殺すことを望まず、

遂に釈放した。(二八九頁)

註

① 同書には続けてこの由布を基点としてこれを疵護して、玖珠、日田に及ぼす方針であるとのべている。

4 切支丹宗門親類書について^①

貞享三年(一六八六)七月、松平大和守(日田郡永山城主)が長崎奉行に送った報告である。江戸時代の日田は天領の時期が多いが

寛文六年(一六六六) 山田清左エ門 公領 守代(日田郡永山)

延宝五年(一六七七) 永田七郎左衛門 公領 守代(日田郡永山)

三田守良 公領 (大分郡高松)

天和二年(一六八二) 松平大和守直矩 領宜 (永田、三田兩人の支配地七万石)

貞享三年(一六八六) 小川藤左エ門 公料 代官(永山)。この以後は代官(郡代)の支配で明治に及んでいる。

貞享三年の切支丹宗門親類書(長崎奉行之の報告)は延宝二年(一六七四)山田清左エ門の報告を基として、その後の増減を加えたものであり、山田はまた、前任者までの記録に基いたものである。結局、松平大和守の報告は日田等の幕領の全部にわたる報告とみるべきであろう。尚ほ統計の一部を示せば

天領^③ 調書本人 二二〇 (男女の別は略)

前時代死刑 一九

桶葉能登守領分 一〇七

中川佐渡守領分 三四

細川越中守領分 九
松平対馬守領分 三

計 三九二

であるが、右の表は天領の本人の他に親類（四等親まで）と縁者（舅姑、小舅、小姑）までを記したもので二千名以上にも上るであろうが、史料によってその運命を知り得るもの三九二人を挙げている。ところで天領と云へば日田が第一に思い浮ぶであろうが、日田の周辺では前記の豊後で稲葉、中川、細川、松平と親類関係にあるような領土の接触は考えられない。従ってここで云う天領は、日田郡のことではない。二百三十九人の所属の村は、次の通りである（ ）内は人数。

葛木村（九二）、門田村（五九）、光永村、昆布刈村（三三）、千歳村、乙津村、高松村、高松町、原村（二〇）、雄城村、米良村、真菅村、津守村、右田村、松木村（一六）。

日田郡はもとより、日田郡に隣接した町や村は一つもない。次に日田と切支丹迫害との関係であるが、天領調書本人（前出）の二百二十人中で

二十七人 長崎在牢

三人（男） 同所より江戸へ被遣

二十六（五）人 長崎牢死

五十七人 長崎にて死罪

六十五人 長崎にて放免の上、在所に居住（又は在所にて死亡）

九人 日田在牢

三十三人 日田にて牢死

前の表によれば、日田では死罪は行っていない。牢死と在牢があるから、相当数の切支丹が捕えられては日田の牢屋に入れら

れ、牢死するものもあれば、長崎に送られて、そこで、死罪、江戸送り、在牢、牢死、放免と運命が分れたのである。
註

①この③の部分は悉く、姉崎正治著「切支丹宗門の迫害と潜伏」同文館蔵版によった。

②但し有田筋三千五百石は森藩領であった。

③日田、高松を中心とした地域で、天領―松平領―天領と考えてよい。

④⑤玖玖郡九重町、幕末まで天領であった。

4 類族について

宗門類族帳（切支丹親類書）では転宗者の子孫まで監察したのであるが、元禄八年（一六九五）には

1、本人、転宗前の子……男系は耳孫まで

2、転宗後の子……男系は玄孫まで

（但し女系は一代滅を類族として、生死、宗旨、婚姻、旅行まで監察、原則的に移住を禁じている。耳孫とは、玄孫の曾孫（八代目）と玄孫の子との説があるが、玄孫の子としても、仮りに家康の子頼宣が切支丹であったとしたら、天保十二年（一八四二）に没した十一代將軍家斉も耳孫である。

大分県史料④には享保二十年までの海部郡の類族帳があるが、勿論日田に関係した史料はない。日田では先輩郷土史家の研究にも類族帳に就いては言及しているものはない。信者がなく従って類族帳もなかったものと思われる。併し類族の監察は続行せられたのであって、羽野村（享保一〇）、隈町（天明八）、栗林村（文政一一以後）、馬原村（安政以前）のそれぞれの明細帳には「切支丹類族之者無御座候」と記されている。八十余ヶ村の日田郡の史料としては僅少ではあるが、一応参考としてあげておく。

- ① 河出書房新社「日本歴史大辞典」による。
- ② 享保十八年十二月以降は省略してある。
- ③ 前掲の寛政の五人組帳でも類族に言及している。
- ④ 表現法は若干相違している。

(二) 遺物

(1) キリシタン墓

A、日田郡上津江村大字川原字地藏原、森山民恵氏宅裏庭

大きさは縦横ともに六〇cm、厚二五cm位の切石であったと思われるが、横の一方は欠けて三〇cm位になっている。その上面に深く「十」字が刻してある。その一画は表面の途中で留まっているが、他の一画は端まで及び更に前に及んでいる。更にその横に別の小さな刻みがある。この部落は現在（昭和四十一年八月）五戸からなる部落で、森山家も約八十年前から此の地で水車業をやっていたが、この附近にキリシタンらしい伝説は聞かない。この石は昭和二十八年の大洪水の後に何か珍しい石の破片などは見当らぬかと巡回していた時に目についたものであるという。熊本県と谷一つで境しているのでその方面からの来観者が多いが、大分県では北村清士先生が調査されている。この上流の肥後のキリシタンの墓であつたろうと先生は云っておられる。

B、日田市下山田町の山中に二基のキリシタン墓がある。一基には正面に「十」字と、「霊名、アンナ」と刻し横に、

「明治廿五年一月四日死去、梶原クツ墓」

とあり、此の方は

「明治三十一年旧十月十一日死」

「魂名、ベトロ政平」

となっている。墓のその他の型式は明治の仏式の墓と同様である。土地の人の話では、その以前にも、その頃も、キリシタンの伝説は聞いていないとの事であり、今（昭和四一年六月二十五日）では藪の中の無縁の墓石となっている。

(2) キリシタン橋

昭和八年三芳村（現日田市田島本町）で橋梁の改修工事の時に、橋脚の土台石が額面型で、中に絵像の如きものが彫られていたそうである。現在日田市博物館入口に置いてあるが、

石質 安山岩。 外部の太さ 一〇〇cm×五五cm。 厚さ 一六一一八cm。 表面は更に一cm位堀って面がとっており、その大きさは 九二cm×四三cm

である。これについての記録はないが、この橋の位置には「今にもこん切支丹きんしよくしよく……」^②と云ふ伝説があったと言ふものもある。いづれにしても禁制の遺物ではあっても、この橋の位置がキリシタンの逮捕や処刑との関連は考えられない。

(3) 腰折れ地蔵

日田市有田町（旧西有田村小寒水）に、中央（腰）部から折れ損じた石地蔵がある。これについては

大友宗麟は、筑前の秋月を討伐してから大分への帰途、この筋の往還を選んで帰っていると路傍に石地蔵が建ててあった。

キリスト教信者の宗麟はそれをみて大いに腹をたて、弓の矢をもつてその石地蔵を射折ったとも、或はまた足で蹴折ったとも伝えている。現在この地蔵は、腰部から下方の病気に靈驗著しいとて参詣者が多いそうである……（文化財調査録）

この伝説は、キリシタンが迫害をうけたのではなく、キリシタンの方が迫害者であるが参考としてあげた。

註① 田島 橋本信房氏が聞いた話。

② これも全前橋氏の説であるが、これは「あづき洗い」の譚との混同、又は混入があるように思われる。

むすび

要するに府内を中心としたキリスト教の布教は文書からみても遺物からみても、現在の段階では以殊までは伝播していても、日田には及んでいないと云うべきではあるまいか。日田に於けるキリシタン墓も一つは肥後にいた信者のものであり、一つは日田郡内にあっても明治維新後に一時住居した信者のもので、しかもそれは憲法で信仰の自由が保証された後のものである。その他の記録についても、江戸幕府の政策としてキリシタンの禁制が実施された事を物語っているに過ぎないようである。

(完)

追記―下山田町のキリシタン墓については本年（一九七〇）夏、日田市で調査した者があつた事が、某紙に報ぜられていたが、特に注目すべき結論には至っていない。